



市政

中核市移行に関する
検討調査報告書

平成27年4月の改正地方自治法の施行により、中核市の指定要件が「人口20万人以上の市」に変更されました。これにともない、中核市移行による影響の調査・研究を行い「中核市移行に関する検討調査報告書」として取りまとめました。

報告書は、市民情報コーナー、市立中央・東・駅前図書館、各シティ・ステーション、堀溝サービス窓口または市ホームページ「企画政策課」で見ることができます。

企画政策課

市役所日曜窓口(第4日曜日)

5月は22日

▲業務実施窓口▼

市民課、保険事業室、納税課です。
※システムメンテナンスのため、マイナンバーカードは交付できません。そのほか、取り扱いができない業務もありますので、事前に担当課に確認してください。

各担当課または企画政策課

▲日曜法律相談▼

予約が必要です。前の週の月曜日

(月曜日が祝日のときは翌日)の午前9時から専用電話(☎824・1155)で受け付けます(申込順)。
☎ 広報広聴課(広聴担当)

市民公益活動災害補償制度

市民活動を安心して行ってもらつたため、公益活動中に起きた事故によるケガなどの傷害や賠償責任を負ったときに、市が契約した保険で補償します。

▽補償内容 (1)損害賠償責任：①1人最高¥2000万円②1事故¥1億円(2)傷害：①事故から180日以内の死亡¥500万円・後遺障害¥15万円〜500万円②入院(180日まで) ¥1日2000円③通院(90日まで) ¥1日1300円など(物損事故・熱中症・食中毒は適用外)

▽対象 市民5人以上の団体による、自主的に営利を目的としない日帰りで行う市民公益活動(地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動)

※①政治・宗教・営利にかかわる活動、共同保育などの保育を目的とする活動、スポーツ・レクリエーション・文化などの自己の楽しみの活動や趣味を深める活動を除きます(ボランティアの指導者などは補償の対象)②市への事前登録は不要です。

☎ 各団体の担当課または市民活動振興室

市政への意見・提言を受付

市民のみならずから市政について気軽に意見や提言を出してもらい、

委員会など

傍聴できます

市環境保全審議会

▽日時 5月23日(月)午前10時
▽場所 市役所議会棟4階第1委員会室
☎ 環境推進課

男女共同参画審議会

▽日時 5月24日(火)午前10時

市政運営の参考にしています。
受付 次のいずれか

○市役所玄関ホール、市立総合センター1階、各シティ・ステーションに設置の「広聴ボックス」に投函
○郵送またはFAXで広報広聴課(〒571-8555本町1番1号、FAX 821・3041)
○市ホームページ「ご意見・ご提案・お問い合わせ」から入力
☎ 広報広聴課(広聴担当)

手続き

マイナンバーカード交付のための臨時開庁

5月1日・8日・15日・29日の日曜日午前9時〜午後5時に行います。
※22日はシステムメンテナンスのため、マイナンバーカードの交付はできません

時

▽場所 市役所議会棟4階第1委員会室
☎ 人権文化課

ごみ減量化・リサイクル推進会議

▽日時 5月25日(水)午後2時(受付は午後1時40分から)
▽場所 市役所議会棟5階第2委員会室
☎ 環境総務課(☎824・0911)

ん(通常の日曜開庁の業務は行いません)。
☎ 市民課(住基・印鑑担当)

戦没者などの遺族のみならずへ
第10回特別弔慰金の支給

戦没者などの死亡当時の遺族で、基準日の平成27年4月1日、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受け取れないときに、次の順番による優先順位の遺族1人に支給されます。

- ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族など、援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ②戦没者などの子
- ③戦没者などの父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
- ④①〜③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥・姪など)



※(1)①③は戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります(2)④は戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▽支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債(前回までの額面・年数と異なりますが、同じ特別弔慰金です)

▽請求期間 平成30年4月2日まで
◎請求期限を過ぎると支給を受けられなくなります。

※平成27年4月以降に特別弔慰金を請求した人は、改めての手続きは不要です。国庫債券が発行されるまでに1年～1年6か月ほどかかりません。

☎ 市民課(年金担当)

戦没者などの妻・父母などへ特別給付金の支給

平成25年4月から受け付けている戦没者などの妻・父母などへ支給される特別給付金の請求の締切が近づいています。

①戦没者などの妻

②戦没者の父母など

③戦傷病者の妻から戦没者の妻になった人

④新たに戦没者の妻となった人

※①②は平成25年4月1日に公務扶助料・特例扶助料など、または遺族年金などを受ける資格があり、過去に特別給付金を受けた人が対象で

す。該当条件については、問い合わせてください。

▽請求期間 ①②：平成28年6月13日まで、③④：28年9月30日まで

◎請求期限を過ぎると支給を受けられなくなります。第10回特別弔慰金を請求している人は、平成25年4月1日以降に戦没者の妻などが亡くなったときなどを除き、特別給付金の請求をすることができません。

☎ 市民課(年金担当)

くらしの情報

家庭で処理に困る廃油(食用油)を回収

5月27日(金)午後1時～3時
市立消費生活センター。

※①業務用・未使用油は回収しません。容器は持ち帰りましょう②指定の日時以外の回収はありません。

☎ 「市消費者協会」・前田(☎822・10967)

退職準備セミナー

定年退職を迎えるにあたって、年金・雇用保険・税金について基本的なことを学びます。

5月21日(土)午後1時30分～4時、市立産業振興センター3階、講師Ⅱ保理江正剛さん(ファイナンシャルプランナー)、定員20人(申込順)、参加無料。

申込・☎ 電話で北河内労働者福祉協議会(☎072・861・6060)

水道メーター定期取り替えに協力を

水道水の使用量を計るために家庭に取りつけている水道メーターは、計量法により、8年以内に取り替える必要があります。取り替えが必要になったときは、取替日を事前にお知らせしますので、協力をお願いします。

水道メーターを取り替えた後、水が出にくくなったり、水漏(も)れしたりするときは、業務課または取替業者に連絡してください。

☎ 業務課

募集情報

任期付短時間勤務職員を募集

▽採用予定職種 学校の用務、児童指導員

※欠員状況により採用予定職種を追加する場合があります。

受験資格・勤務条件など詳しくは、5月16日(月)から人事室で配布の試験案内または市ホームページ「人事室」を見てください。

▽試験実施日 6月11日(土)

▽採用日 7月1日(金)

申込・☎ 郵送で5月16日～6月2日Ⅱ必着Ⅱに人事室(〒572-8555本町1番1号)

都市計画審議会委員を募集

都市施設などの都市計画案につい

て意見を聴かせてもらえる委員を募集します。

▽対象 5月1日現在、市内在住で市の審議会などの委員になっていない、年に3回程度の審議会に参加できる18歳以上の人2人

▽委嘱期間 2年

▽選考方法 書類審査と面接

応募・☎ 応募用紙(都市計画室または市ホームページ「都市計画室」からダウンロード)を直接または郵送、FAX、メール(アドレスは問い合わせください)で5月20日(金)Ⅱ必着Ⅱまでに都市計画室(〒572-8555本町1番1号、FAX 825・2618)

環境・まちづくり

新ごみ処理施設の建設工事

工事は平成30年3月に完了予定です。平成27年度は杭工事・掘削工事・地下の躯体工事などを行いました。28年度は地上の躯体工事やプラント工事などを行います。

※工事の状況や今後の予定など詳しくは、市ホームページ「ごみ処理施設建設室」または問い合わせください。

☎ ごみ処理施設建設室

生ごみ処理機など購入費の一部補助

生ごみ処理機または生ごみ堆肥(たいひ) 容器を購入する人に費



市生まれのヒーロー 「エコ仮面」

平田彰宏さん（桜木町）

カエルのヘルメットに緑のコスチューム、赤いマフラー。平田彰宏さん（50歳）扮する、おなじみのヒーロー「エコ仮面」は、きょうもどこかで環境美化を訴えています。

平田さんは20年近く毎朝、経営する水道会社周辺の道路を社員たちと清掃しています。空き缶やたばこの吸い殻など、一向に減らないポイ捨てを前に7年前、ひらめきました。

「環境を守るヒーローがあってもいいのでは。子どものうちから教えれば、きっとポイ捨てはなくなる」

思い浮かべたのは子どものころに憧れた「仮面ライダー」。

「自然にかえる」からカエルをイメージし、胸に「自然」の文字をあしらったエコ仮面の誕生です。

<武器>は得意の歌。実は平田さん、若いときに歌手デビューしたほど。テレビの「おやじバンド」では近畿ブロック代表になったこともあります。

タバコの吸い殻空き缶のポイ捨て大キライ キレイな街を守りたい——ギターを弾いて自作の「エコ仮面のうた」をイベントなどで披露、小学校で「エコ授業」をすることも。

頼まれると、どこへでも行くのがモットー。母親からのメールでエコ仮面が大好きという小学生の自宅に「参上」し、感激させたこともあります。

「子どもはきっと覚えてくれます。それが将来のエコにつながります」

近畿以外のイベントでも声がかかるようになり、昨年は「社会貢献支援財団」などから表彰されました。

「タバコのポイ捨てへの課金制度など、寝屋川市からポイ捨て防止のスタンダードができるといいですね」

ヒーローの夢は、いま全国に広がります。



エコ仮面のフィギュアを手にする平田さん

ひょうたんなどの苗を無料配布

5月16日（月）午前9時30分～午後



園水・みどり室（公園担当）

後5時、南寝屋川公園管理棟、ひょうたん・おもちゃカボチャ計200株（先着順、1人2株まで、種類は選べません）。

園 南寝屋川公園管理事務所（☎824・6262）

市内4駅前一斉清掃

社会を明るくする運動推進委員会や各種団体の協力で行います。

▽日時 6月5日（日）午前9時集合
雨天中止

資源集団回収活動結果報告

▽集合場所 ①寝屋川市駅東側広場 ②菅島駅東口 ③香里園駅西側広場 ④東寝屋川駅東側広場のいずれか
※エコの推進のため、軍手やごみを入れるビニール袋などを持ってきてください。

園 市民活動振興室

て、新聞・雑誌などの古紙類や古着、地域の自主的な活動のひとつとして、新聞・雑誌などの古紙類や古着、

アルミ缶の回収量に応じて1kg当たり6円を交付し、約325の団体が登録し活動しています。
平成27年の資源回収量は約6723tで、平均約12万円を交付しました。

集団回収による再資源化に取り組むことで、ごみの減量や資源の有効活用、地域のコミュニケーションを図ることができます。

※団体登録は随時受け付けます。
園 環境総務課（☎824・0911）

相 談

行政書士日曜無料相談

5月22日午後1時〜3時、市立市民会館、遺言・相続・成年後見・内容証明・示談書の作成など。

申込 当日直接

☎「大阪府行政書士会枚方支部」・福田 (☎865・5948)

調停手続無料相談

5月18日(水) 午前10時〜正午、市広報広聴課相談室、調停制度の利用についての相談など。

申込 当日直接

☎ 大阪民事調停協会 (☎6・6363・3091)

産業・事業者

モノづくり元気企業を募集

優れた技術で市場から評価を受ける企業や事業活性化に向けた先進的な取組を進める企業を元気企業として認定します。

認定企業は、ホームページ「モノづくり支援ネット」に掲載して認知度の向上や技術のPR促進を図るほか、補助金上限額を拡大するなどさまざまな活性化を支援します。

▽対象 市内に事業所をもち、1年以上同一事業を営んでいる市内製造業者

※経営支援アドバイザーによる現地ヒアリングと推薦が必要です。

▽認定期間 認定年度を含む3年申請 5月2日〜7月29日までに直接

☎ 市立産業振興センター (☎828・0751)

産業振興セミナーテーマを募集

事業活性化や技術・経営力強化を目的とした市内事業者向けセミナーのテーマを募集します。

▽対象 市内で1年以上の活動実績をもつ事業者団体

応募・☎ 所定の用紙(市ホームページ「産業振興センター」からダウンロード)を5月20日(金)までに直接、市立産業振興センター (☎828・0751)

中小企業支援制度

市内の中小企業に、事業拡大や生産能力向上などを目的とした設備などの取得や設置を支援します。

応募企業のなかから、審査委員会の結果を踏まえ、1企業最大で500万円の補助(補助対象経費の2分の1)を受けることができます。

▽対象 ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業で、市内に事業所があり、引き続き1年以上事業を営んでいる製造業者②市税の滞納がない③市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団密接関係者でない

※平成27年度市中小企業機器設備等

導入支援補助金の採択事業者が同一または類似の事業として申請をしたときは対象外とします。

▽対象設備など 製品の開発、生産などを行うために設置する機械または装置で、直接事業に用いるもの(機械購入代金、運搬費、据付工事費)

※①設備で一部認められないものがあります②くわしくは市ホームページ「産業振興センター」を見てください。

応募・☎ 5月2日〜31日印刷有効に必要書類を郵送で市立産業振興センター (〒572-0042 東大田町2番14号 ☎828・0751)



防 災

雨水貯留タンク設置・止水板設置工事を助成

大雨による浸水被害の軽減を図ります。

○雨水貯留タンク設置：市内の一戸建ての住宅など(住宅などにつき1基まで、タンク容量80ℓ以上・限度額3万円・助成率2分の1)

○止水板設置工事：市内にある住宅・店舗・事務所・工場など(限度額30万円・助成率2分の1)

※申請方法などくわしくは市ホームページ「水・みどり室」または問い合わせてください。

消防吏員採用試験の受験資格など

区 分	採用予定人数
学校教育法による大学(短大を除く)を卒業した人または平成29年3月卒業見込みの人で昭和63年4月2日以降に生まれた人	合計 32 人程度
学校教育法による短大、高等専門学校、修業年限2年以上の専修学校の専門課程を卒業した人で平成2年4月2日以降に生まれた人	
学校教育法による高等学校を卒業した人で、平成4年4月2日以降に生まれた人	

☎ 水・みどり室(河川担当) 枚方寝屋川消防組合からのお知らせ

△消防吏員採用▽

▽受験資格など 右の表のとおり

▽採用予定日 10月1日または平成29年4月1日

▽第1次試験(予定) 6月19日(日) 午前9時30分(枚方消防署、関西外国語大学中宮キャンパス)



▽受験申込書の配布 5月1日(日)から消防本部人事課、各消防署、各消防出張所または消防組合ホームページからダウンロード

申込・圖 直接または郵送(簡易書留)、ホームページで5月27日～6月6日(土・日曜日を除く)の午前9時～午後5時

に消印有効に総務部人事課(〒573-1191枚方市新町一丁目7番11号 ☎852・9922)

◎採用説明会:5月21日(土)午後1時(場所未定)、消防組合の概要・採用試験の説明・訓練見学など、大卒・短高卒区分での受験を検討している人100人(申込順)、直接または郵送(簡易書留)、ホームページで5月2日～9日消印有効に総務部人事課へ申込が必要。

△消防指令センター見学会

5月21日(土)午前9時30分から1時間程度、枚方寝屋川消防組合(枚方市新町一丁目)集合、模擬119番通報の体験など、定員20人程度(申込順)。

※公共交通機関を利用してください。

申込・圖 前日までに電話で消防本部警防部情報指令課(☎072・852・9806)土・日曜日、祝日を除く)

△甲種防火管理者

6月16日(木)午前10時～午後4時30分・17日(金)午前10時～午後5時、寝屋川市・枚方市に在住・在職の人で防火管理の資格を必要と

し、適切に業務を遂行できる人100人(申込順)、受講料4000円(テキスト代など初日に納付)。

※消防設備点検資格者講習または自衛消防業務講習を受けた人は講習科目が一部免除されます。

申込 所定の用紙(消防署・消防出張所で配布)に6か月以内の写真(上半身無背景の縦3cm×横2.4cm)を貼って、5月16日～20日午前9時～午後5時15分に直接またはFAX ※消防組合ホームページからも申込できます。

圖 消防組合予防指導課(☎852・9912、FAX800・3000)

5月は宅地防災月間

宅地災害が起こると家屋や家財、ときには人命にも被害をおよぼす

とがあります。

大雨が予想される梅雨の前に、宅地造成工事などによる崖崩れや、土砂の流出による災害の発生を未然に防ぐため、防災パトロールなどを行います。

圖 府建築企画課(☎06・6210・9720)または市まちづくり指導課

交通安全

自転車安全利用講習会

自転車の安全利用意識を向上して、自転車事故を防止するために行います。おとなが子どもたちの見本になりましょう。

▽日時など 左の表のとおり
▽内容 ①座学(体育館など)：自

転車のルール・マナーの学習(簡単なテストがあります)②実技(運動場、雨天は体育館など)：実技コースを自転車に乗って体験(両方を修了した人には自転車安全運転者証を交付します)

▽対象 自治会などの団体15人程度(事前に参加者名簿の提出が必要) ※筆記用具、自転車は各自で準備してください。

◎申込方法など、くわしくは問い合わせてください。
圖 道路交通課

エルダー・ヘルメット 購入補助

大切な命を守るため、自転車に乗るときはヘルメットをかぶって頭を保護しましょう。

自転車安全利用講習会

日時	場所
6月7日(火) 午前9時35分	西小学校
9日(木) 午前9時35分	宇谷小学校
10日(金) 午前9時35分	木田小学校
13日(月) 午前9時35分	石津小学校
14日(火) 午前9時40分	明和小学校
16日(木) 午前9時35分	北小学校
17日(金) 午前9時35分	中央小学校
20日(月) 午前9時35分	梅が丘小学校
21日(火) 午前9時40分	桜小学校
23日(木) 午前9時40分	第五小学校
24日(金) 午前9時40分	成美小学校
27日(月) 午前9時35分	国松緑丘小学校
28日(火) 午前9時35分	木屋小学校
30日(木) 午前9時40分	池田小学校
7月1日(金) 午前9時40分	堀溝小学校
4日(月) 午前9時35分	啓明小学校
5日(火) 午前9時35分	南小学校
7日(木) 午前9時40分	神田小学校
8日(金) 午前9時35分	田井小学校
11日(月) 午前9時35分	三井小学校
12日(火) 午前9時35分	東小学校
8月30日(火) 午前9時40分	和光小学校
9月2日(金) 午前9時35分	楠根小学校
9日(金) 午前9時40分	点野小学校

※いずれも2時間程度、定員15人です。

帽子型エルダー・ヘルメット(高齢者の自転車用ヘルメット) Ⅱ写真Ⅱの購入を希望する人に5000円相当の補助を行います。

▽対象 市民60人(申込順)
申込 5月2日～6月30日の平日午前9時～午後4時に直接、寝屋川交通安全協会(国松町27番1号)
問 寝屋川交通安全協会(☎0822-3787) または市道路交通課



エルダー・ヘルメット



税のお知らせ

コンビニやペイジーで
市税などの納付ができます

市税や国民健康保険料は、コンビニまたはペイジーでも納付ができます。
 バーコードがついた納付書はコン

ビニで、「ペイジーマーク」ⅡイラストⅡがついた納付書はペイジーで納付ができます。



△ペイジーとは▽

金融機関などの窓口(に並ぶことなく、パソコン(インターネットバンキング)、携帯電話・スマートフォン(モバイルバンキング)、ATM(現金自動預け払い機)などから納付ができるサービスです。領収書は発行されません。

※インターネットバンキングやモバイルバンキングは原則24時間の利用が可能です。各金融機関のシステムメンテナンスなどで利用できないときがあります。インターネットバンキングなどは通信料が、ATMは時間外手数料がかかる場合があります。

△納付できる市税など▽

○市民税・府民税(普通徴収)

○固定資産税・都市計画税
 ○軽自動車税
 ○国民健康保険料

△利用できる金融機関▽

納付書に記載の金融機関などを利用してください。金融機関などで取り扱いが異なります。
 ※納期限が過ぎたものは利用できません。納税証明書が早急に必要ときは、市役所や金融機関、コンビニで支払った領収書を持ってください。

問 市税：納税課、国民健康保険料：保険事業室(納付担当)
△市税の納付は口座振替▽
 □口座振替は納期限日に自動で口座から引き落としして納税する便利な制度です。

申込 ①納税課または各シティ・ステーションで専用端末機に取扱金融機関のキャッシュカードをおとして暗証番号を入力②取扱金融機関の窓口で申込書に通帳印を押印して提出
 ※取扱金融機関など、くわしくは問い合わせてください。

△納付相談など▽

平常業務のほかに、毎週木曜日(祝日を除く)午後8時までと毎月第4日曜日(5月は22日)午前9時～午後5時30分に納付相談と納付を受け付けていますので利用してください。

※分割納付の申請には印鑑、納税義務者以外が申請をするときは委任状も必要です。

問 納税課

継続検査用軽自動車税納税証明書の発行

軽自動車継続検査の自動車検査証(車検証)の返付を受けるときに必要な継続検査用軽自動車税納税証明書は、本人または同居の家族の申請で発行します。

代理人(車検業者など)が申請するときには、委任状または自動車検査証の写しが必要です。

申請者の本人確認のため、運転免許証などを持ってください。

問 納税課

自動車税の納期限は5月31日(火)

納税通知書に記載の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所、クレジットカード(インターネットによる手続き)、ペイジーで納期限までに納めてください。

問 府自動車税コールセンター(☎0570・020156)

各種保険・医療制度

5月は国民健康保険料の滞納整理推進月間

平成27年度保険料の納付がまだの人は、市役所、各シティ・ステーション、掘溝サービス窓口で納めてください。

最寄りの市収納代理機関、市指定金融機関、コンビニエンスストアで



納付を希望する人は納付書を再発行しますので連絡してください。

△保険料を滞納すると▽

○督促を受け、延滞金が加算されます。

○被保険者資格証明書や短期被保険者証の交付対象者になります。

○保険給付の一部または全部が差し止められます。

○財産が差し押さえられます。

△納付相談▽

平常業務のほかに、毎週木曜日(祝日を除く)午後8時までと毎月第4日曜日(5月は22日)の午前9時～午後5時30分まで納付相談を行っていますので利用してください。

※ 保険事業室(納付担当)

柔道整復(整骨院・接骨院)の施術内容の点検

△施術内容についての問い合わせをします▽

国民健康保険への請求内容に誤りがないか確認するために、整骨院・接骨院などにかかった施術内容を点検しています。

被保険者に施術内容について電話などで問い合わせる場合がありますので協力をお願いします。

△給付対象外の施術があります▽

整骨院・接骨院などの柔道整復師が行う骨折や脱臼・ねんざ・打撲(たぼく)・挫傷などの施術には国民健康保険の給付対象外のものがあります。柔道整復師には原因と症状を正し

く伝えて施術を受け、「療養費支給申請書」の施術内容などを確認して署名してください。

一部負担金を支払ったときは領収証を必ず受け取りましょう。

△国民健康保険の対象になるもの▽

○緊急の骨折・脱臼など(緊急時以外は医師の同意が必要)

○ねんざ・打撲

○肉離れなどの挫傷

△国民健康保険対象外(全額自己負担)▽

○肩こり・加齢による腰痛など

○疾病予防のためのマッサージュ

○神経痛・リウマチ・慢性関節炎など

○スポーツなどによる疲労回復を目的としたもの

○業務上・通勤途上の事故によるもの

○交通事故によるもの(保険事業室への届け出が必要です)

○病院・診療所などで同じ負傷について重複受診しているとき

※ 国民健康保険の一部負担金は、市

から送付する「医療費のお知らせ」と領収証で確認してください。施術日数や総額などについて疑問があるときは、領収証を持って相談してください。

△非自発的失業者の保険料の軽減

倒産やリストラなどで失業した人

(非自発的失業者)の国民健康保険料が軽減されます。軽減には届け出が必要です。雇用保険受給資格者証を持って届け出てください。

▽対象 離職日に65歳未満で雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者のうち、離職理由コードが次のいずれかの人

○特定受給資格者：11・12・21・22・31・32

○特定理由離職者：23・33・34

▽軽減内容 前年の給与所得を100分の30とみなして保険料を算出

▽軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

△加入・脱退などの届け出は14日以内に▽

国民健康保険に加入・脱退などは、必ず14日以内に届け出てください。届け出が遅れると医療費が全額自己負担になることがあります。

△夜間窓口なども利用してください▽

平常業務のほか、毎週木曜日(祝日を除く)午後8時までと毎月第4日曜日午前9時～午後5時30分に受付を行っています。

※各シティ・ステーションでも平日と毎月第4日曜日午前9時～午後5時30分(掘溝サービス窓口は午前10時～午後5時)に受け付けています。

△保険事業室(国民健康保険賦課

※

表1 療養費の支給

このようなとき	申請に必要なもの (銀行の口座は原則、世帯主名義)
急病など緊急、そのほかやむを得ない理由で医療機関に保険証の提示ができなかったとき	診療内容の明細書、領収書、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの
骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき(国民健康保険を取り扱っている柔道整復師のときは、保険証と印鑑があれば一部負担金で施術が受けられます)	施術内容と費用が分かる領収書など、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの
医師が必要と認めた、はり、きゅう、マッサージを受けたとき	医師の同意書、施術内容と費用が分かる領収書など、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの
コルセットなどの治療用補装具を購入したとき	補装具が必要な医師の意見書、領収書、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの
輸血のための生血代を負担したとき	医師の理由書または診断書、輸血用生血液受領証明書、血液提供者の領収書、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの
海外旅行などで診療を国外で受けたとき(海外療養費) ※治療目的の渡航は対象外です。	診療内容明細書、領収明細書(いずれも日本語翻訳文が必要)、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの、パスポート(受診者本人の出入国記録が確認できるもの)、現地医療機関への照会の同意書

国民健康保険の
いろいろな支給があります

病气やケガをしたとき、医療費の一部(一部負担金)を支払うことで診療を受けられます。医療費の全額

担当)

表2 そのほかの支給

このようなとき	申請に必要なもの
○出産のとき 産科医療補償制度加入の医療機関で出産したときに「出産育児一時金」42万円を支給 ※①妊娠85日以上の死産・流産でも支給されず(死胎証明または埋葬許可証が必要)②ほかの健康保険などからこれらに相当する給付を受けたときを除きます③直接支払制度が利用できます。	母子健康手帳、保険証、印鑑、世帯主の銀行の口座番号が分かるもの ※直接支払制度は、合意文書と明細書も必要です。
○死亡したとき 葬祭を行った人(喪主)に「葬祭費」4万円を支給	死亡を証明するもの、保険証、印鑑、喪主であることを確認できるもの(会葬礼状のはがきなど)、喪主の銀行の口座番号が分かるもの
○移送されたとき 病气やケガなどで移動が困難な人が、医師の指示により緊急でやむを得ず入院や転院などのために医療機関に移送されたときなどの「移送費」(審査で認められたとき)を支給	医師の意見書、領収書、保険証、印鑑、世帯主の銀行の口座番号が分かるもの

※出産育児一時金直接支払制度…医療機関でこの制度を利用することを申し出れば、分娩(ぶんべん)後に国民健康保険から直接医療機関へ出産育児一時金が支払われます。出産費用が支給額を超えたときは、医療機関の窓口で不足額を支払ってください。出産費用が支給額未満のときは、差額を支給しますので保険事業室に申請してください。

を支払ったときでも表1に該当し、申請が認められたときは、一部負担金を差し引いた額(療養費)が後で支給されます。

次のような支給があります。

○入院時の食事療養費…所得に応じて一定の額を支払うことで食事を受

けられます。

○高額療養費…高額な医療費の一部負担金を支払ったときの自己負担限度額を超えた額が支給されます。高額療養費の申請書は、診療月から3か月以上後に個別に送付しますので、直接または郵送で申請してください。

表3 脳ドック・人間ドック助成制度

	脳ドック助成制度	人間ドック助成制度
対象	申請のときに国民健康保険に継続して1年以上加入し、前月納期分までの保険料を完納している30歳以上の人で、脳疾患や内臓疾患の治療を受けていない人 ※1年度(4月1日~翌年3月31日)にそれぞれ1回ずつ申請ができます。	
助成の範囲	脳や頸椎(けいつい)のMR I検査(磁気共鳴診断)またはCTスキャン(断層写真)を用いて脳ドック検査を行っている医療機関で検査を受けた人	おおむね次の検査を行っている医療機関などで受診した人 問診・臨床診断・一般計測・呼吸器検査・循環器検査・腎機能検査・消化器系検査・高脂血症検査・糖尿病検査・肝機能検査・血液検査・血清学的検査
助成額	各2万円(検査費用が2万円未満のときは、その額)	
申請期間	受診した年度の3月31日まで	
申請方法	1. 事前に保険証と印鑑を持って申請してください(対象者に決定通知書を交付) 2. 受診を希望する医療機関などへ本人が直接申し込んでください 3. 受診後、検査費用の全額を医療機関などに支払い、領収書を受け取ってください 4. 決定通知書、領収書、検査結果表を持って保険事業室へ助成金を請求してください(指定の銀行口座に振り込み)	

さい。

○そのほかの給付…表2のとおり。

○脳ドック・人間ドック助成制度…受診費用を助成します(表3のとおり)。

担当) 保険事業室(国民健康保険担

